

安心で豊かな老後を送るために ～農業者年金について～

農家の窓

● 転用許可後の地目変更登記をお忘れなく ●

農業者年金とは 農業者年金は、国民年金の第1号被保険者である農業者が、より豊かな老後を過ごせるように国民年金に上乘せした公的な年金制度です。

加入できる人 国民年金の第1号被保険者（保険料納付免除者を除く）で、年間60日以上農業に従事する60歳未満の方はだれでも加入できます。
農地を持っていない農業者や、配偶者や後継者などの家族従事者も加入できます。

保険料の額 月額2万円から6万7千円までの間で千円単位で自由に選択できます。

80歳までの保証付き

年金は生涯支給され、仮に加入者・受給者が80歳前に亡くなった場合でも、80歳で受け取れるはずであった農業者老齢年金の現在価値に相当する額が、死亡一時金として遺族に支給されます。

税制面でのメリットがある

支払った保険料は、全額が社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税の節税につながります。

農業の担い手には保険料の国庫補助がある

認定農業者で青色申告をしているなど、農業の担い手となる方には、国から最高月額1万円の保険料補助があります。

詳しくは農業委員会へお問い合わせください。

～大切な命、みんなで守ろう！支えあおう～ 9月10日～9月16日は自殺予防週間です

環境保健係

平成10年以降、自殺者数が3万人を超える深刻な状況が続いたことを受け、我が国では自殺対策基本法に基づき、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指して地域レベルで様々な取り組みをしています。

立科町でも、心の健康づくりと自殺予防に関する知識の普及啓発を目的に、ゲートキーパーの養成研修会や心の健康を考える学習会等を開催しています。

全国の自殺者数は、近年減少傾向ですが、いまだ40代～60代の働き盛り世代や10代～30代の子ども・若者世代の自殺者数が多く危機的な状況に変わりありません。

自殺の多くは、多様かつ複合的な要因及び背景を有しており、それらの要因が連鎖する中で起きます。保健・医療・福祉はもとより、教育現場や労働団体なども巻き込んだ対策を継続的に展開していく必要があります。

毎日の生活のなかで、身心の不調や経済的な不安、人間関係のストレス等様々な悩みはつきものですが、困った時に、誰かに話を聞いてもらうだけで安心感に繋がります。苦しい時には一人で抱え込まず、家族や友人、保健師や医療機関等へまずは相談をしましょう。また、親しい人や子どもの様子がいつもと違う時には、「どうしたの？」と声をかけることも大切です。

9/10～9/16は自殺予防週間です。大切な命を地域ぐるみで守っていきましょう。

